

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

地	架	冊	類
函			

事件第 二 號

露國汽船

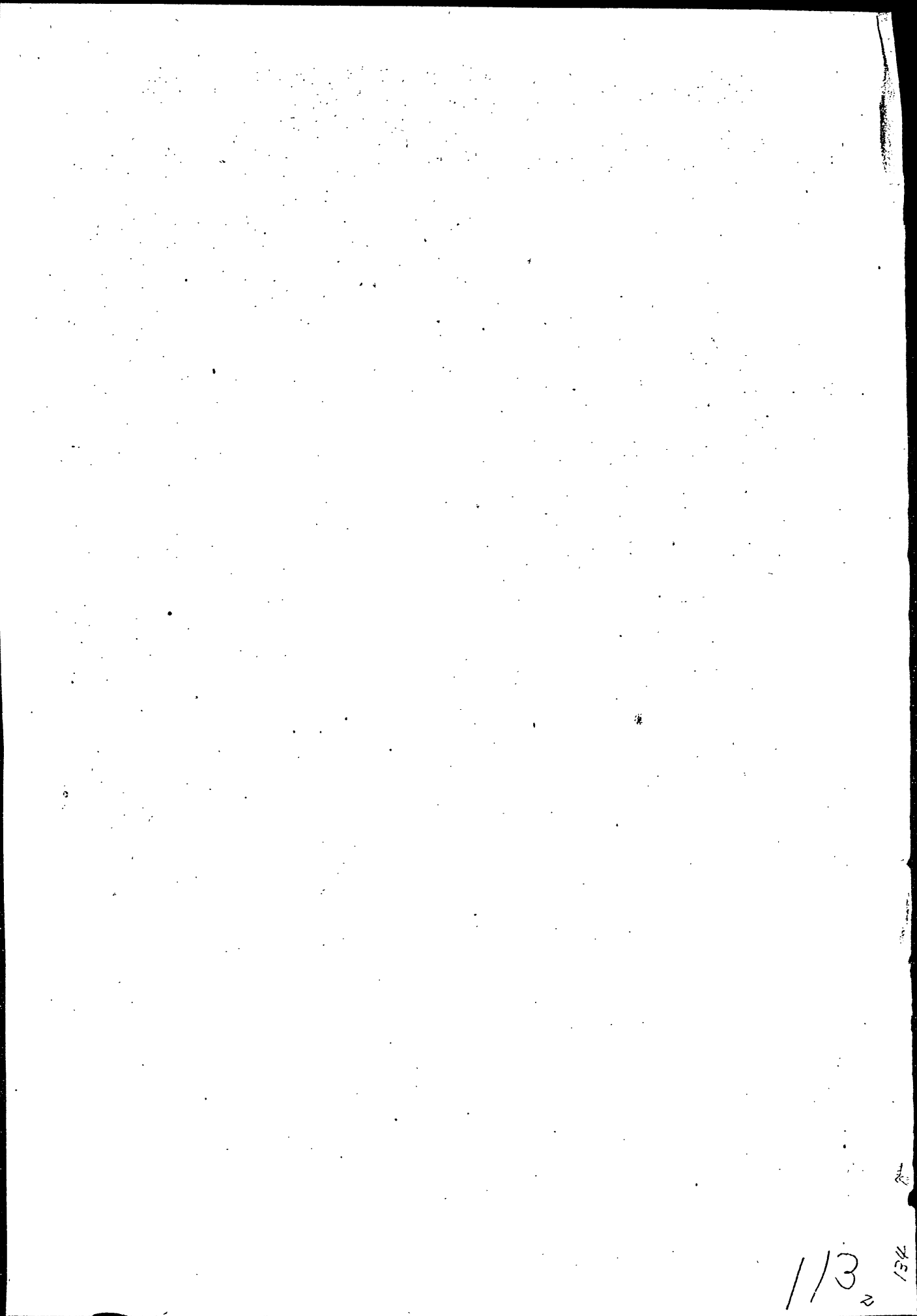
三ハイル 號捕獲事件

佐世保捕獲審檢所

国立公文書館	
分類	
排架番号	2 A
	39 - 2
	(捕) 134

覽便件事獲捕號 ルイハミ

艦拿捕シタル名	ルタレヲセ捕拿		搭載貨物	噸數	及船舶ノ國籍類	任擔			事件番號	年受月付日ノ
	理由	場所				年月日	書記	檢察官		
軍艦宮古	敵船	韓國釜山沖	總噸數 三、四六一噸 淨噸數 二、一四四噸 餘油、鹽、鉄棒、餘海、餘粉、餘骨、空袋、餘網、餘簞		露國汽船	吉田三郎	山水上長次郎 本辰六郎	太田三次郎	第二號	明治三十七年二月十四日
終局年月日	願		訴		定		檢		公告ノ年月日	
	議	抗	檢	檢	當	件	要	宣		
結果	檢定	件數	定	所	審	數	旨	告年月日	明治三十七年三月一日	
明治三十八年三月十日	一 件	棄却 却下 破毀 一部破毀 取下	一 件	一 件	沒收 解放 一部沒收 一部解放 訴願却下 取下	一 件		明治三十年 月 日		



1/3  
134

裏面白紙

年 度												書 面 ノ 月 日	文 書 ノ 票 目	丁 數	備 考	
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月					
												三十七年	二月十四日	供述書	一	
													二月十四日	船舶書類之関元証明書	二	
													二月十四日	通貨及有價物之関元証明書	三	
													二月十四日	書類目録	五	
													二月十五日	船長及船員申供聴取書	六	
													二月廿日	船籍証明書 (訳文)	九	
													二月廿日	船員名簿 (訳文)	一	
													二月廿三日	書類送致書	一	
													二月廿三日	検察官意見書	一	
													三月一日	公告	一	
													三月三日	船員解放通知書	二	
													四月八日	記録閲覧願	二	
													五月十日	塩賣却請求書	二	本件関元記録之編綴等

目 録 紙

目録紙

年 度	書面ノ月日	文 書 ノ 標 目	丁 數	備 考
	月 日			
	月 日			
	月 日			
	月 日			
	月 日			
	月 日			
	月 日			
	月 日			
	月 日			
	月 日			
	月 日			
	月 日			
	月 日			
	月 日			
	月 日			
	月 日			
	月 日			
	月 日			
	月 日			
	月 日			
	月 日			
	月 日			
	月 日			
	月 日			
	月 日			
	月 日			
	月 日			
	月 日			

供述書

明治三拾七年二月拾日午後一時北緯三拾五度七分東經百二十九度十五分、地、於、露國捕鯨船「ニコライ」号ヲ捕獲シ、際談  
船乗込日本人ヲ捕獲船母船「ミハイル」号、後方ヲ来リ、ア、ン、  
聞、之、ヲ捕シ、致、北、上、ス、會、一、煤、烟、ヲ、前、方、ニ、認、公、慚、ク、近  
ニ、從、先、ヲ、旗、章、ヲ、掲、ケ、シ、次、テ、停、止、シ、會、シ、直、ニ、服、從、セ、  
其、露國太平洋捕鯨會社汽船「ミハイル」号、確、メ、クル、  
以、テ、直、ニ、海軍大尉福田一郎ヲシ、テ、海軍中尉福村篤男  
海軍少尉藤岡許太郎、及、兵員二十三名、舟、シ、之、ヲ、捕、獲  
セ、シ、吾、軍、艦、旗、ヲ、掲、揚、ス、時、二、午、五、二、時、シ、テ、北、緯、三、拾、五、  
度、十、分、東、經、百、二十九、度、二、十、分、地、ニ、在、リ、テ、該、船、朝、鮮、  
長、箭、洞、ヲ、登、入、渠、ヲ、為、シ、上、海、ニ、向、シ、航、行、中、ナ、リ、ト、云、ヘ、

海軍

第一丁

仍、福村中尉、兵員、拾、一、名、ヲ、附、シ、テ、監、督、セ、シ、テ、竹、敷、ヲ、經、  
テ、佐、世、保、ニ、回、航、セ、シ、ム

右、通、相、藤、田、無、シ、也

明治三拾七年二月拾日

海軍中尉 福村篤男



別封船内ニ於テ受、欽、シ、タル、書、教、係、付、也

拿捕の際受領シタル船舶書類ノ関

スル証明書

船名「ミハイル」 船長名「ロバートウエッチ」

帝國軍艦宮古乗組海軍大尉福田一郎左、三項ヲ  
証明ス

一、余ハ明治三十七年二月拾日帝國軍艦宮古カ前頭、船  
船「ミハイル」ヲ拿捕セル際現場ニ在リタリ

二、茲ニ添付スル第壹号乃至第七号書類ハ該船舶拿  
捕ノ際船内現存ノ書類ニシテ受領セルモノナリ

三、該船舶書類ハ番号記入ノ外ハ受領當時ノ儘ニ  
シテ毫モ変更シタルコトナシ

明治三十七年二月十日

海軍

宮古艦長海軍中佐 板内 曾 昭



拿捕際在船通貨及有價物之関シ艦長ノ製スヘキ  
モノニテ寫一通ヲ必ス艦長ニ渡スヘキ証明書

船名「ヨハル」 艦長名「ロバートウエリッ」

帝國軍艦官古來組海軍大尉福田一郎茲ニ左記ノ事  
項ハ明治三十七年二月拾日余ノ拿捕セル船舶内ニ存在セル一  
切ノ通貨及有價物ハ正確ニ計算書ナルコトヲ証明ス

物件ノ隨意受渡シタルモノ

鯨油 約五百拾噸 約叁万円

鹽 約五百噸 約壹万五千元

鐵棒 約百拾噸 約貳万四百拾元

鯨鯨 約壹噸 約四百元

鯨肉及鯨粉約貳百拾元 約七百元

海軍

鯨骨 約百拾元 約叁百元

空袋 約壹万袋 約叁千元

鯨網 四條 約叁千四百元

明治三十七年二月十日

官艦長海軍中佐 柄内曾次郎 印

余ハ明治三十七年二月十日余ノ署名セル此ノ証明書  
ノ寫一通ヲ艦長ニ渡シタリ

明治三十七年二月十日

官艦長海軍中佐 柄内曾次郎 印



第  
四  
丁

右官古艦長板内曾次郎ヨリ引継ガク受ク  
呈出候也

明治三十七年二月十四日

捕獲艦艇長代理士官

海軍大尉木原静輔

捕獲審檢所

海軍



書類目録

捕獲事件ニ付軍艦官舎艦長海軍中  
佐初内曾次郎ノ提出シタル書類

第一号 噸数證明書 左通

第二号 船籍證明書 左通

第三号 航海日誌 左通

第四号 船負名簿 左通

第五号 保險證書 左

第六号 ロイド會社登記書「ロイド」レナスター」左通

第七号 吃水書「ロイド」レナスター」左通

合計七点

右書類、拿捕指揮官代理海軍大尉木原静

輔及「ハイル」船長「ウヰルゲルム」レウエン「ドワイナウ」立會

上之ヲ点檢シ北目錄シ調製ス

明治三十七年二月廿四日

捕獲審檢所 評定官 倉三郎

捕獲審檢所 書記 吉田三郎



所 檢 審

第九号

申供聴取書

明治三十七年二月十五日捕獲審檢所ニ於テ評定官太田  
三次郎ノ面前ニ於テ拿捕セシメタル「ミハイル」號船長  
松員カ通譯村田甲子郎ヲハシテ考テ其供述左  
ノ如シ

船長ノ申供

一 氏名

ウイリケルム、レウエルドウイナフ

一 年齢

四十二年

一 職業

「ミハイル」號船長

一 生國

露國リッパツ市

一 現住所

露國リッパツ市

一 船名

「ミハイル」號

一 船ノ性質

捕鯨船

一 所属

露國浦塩所徳ケイセルリシヅノ主管ノ  
下、ハ合 露國浦塩所徳ケイセルリシヅノ主管ノ  
資 露國浦塩所徳ケイセルリシヅノ主管ノ  
會 露國浦塩所徳ケイセルリシヅノ主管ノ  
所有ニシテ

一 噸數

二千四百四噸ニ一

一 製法

蒸知セテ

一 旗章

露國商船旗

一 船現状態

無状ナシ

一 任務

今年凡三年方ニ船長トナリタリ

一 乗組員

各國ノ者業込右ルモ一カカ聴セス

一 乗客

四人ナリ

一 拿捕セシメタル、本年露曆正月廿日即明治  
廿七年二月十日朝鮮釜山ヲ北東約三ノ哩ノ処

ニ於テ日本軍艦官古ク停止シ命セリ次ラ  
捕獲セシメテ夫レ命令、従ヒ以テ敷ク任ク佐  
世保ニ回航セシメテ

ニ航行目的本船ハ朝鮮近海、於テ捕鯨製  
造ノ業トシテ韓國長嶺前同ニ捕鯨會社ノ出  
張所アリテ回航所ヲ上海ニ行ケト命令依リ  
航行ノ途中拿捕セシメテ次第ナリ命令ニ電文  
簡ニシテ其理由ヲ知ルニ由ナリ

ニ拿捕セシメタルトキニ鯨製造用ノ若物ニシテ他  
積荷ナシ  
ニ積荷、鯨油百五十噸塩五百噸鯨骨、  
鯨鬚、鉄棒一噸數ハ臆セテ(宝袋凡テ萬計  
鯨網一數等記憶ス)ナリ但鉄棒ハ樽輪、

用タルモノナリ又鯨油ハ本船内ニ於テ製造セシモノ  
ナリ

ニ積荷ノ所有主ハ本會社ノ所有ナリ然レモ  
鯨油ハ本船ノ製造ニ係ルモノ今ハ誰ノ所有ナ  
ルヤ知ラズ然レモ本會社ノ他ニ販賣契約済  
ムモノト思フ

ニ本船ノ任務ニヨリテ捕鯨ノミテ任務ト  
シ本船ハ該船ヲ捕鯨ノ引渡シ受ケ專ク  
製造ノ任務トスルモノナリ

ニ會社ト船長ト關係、船長ハ會社ノ主人ナ  
リ積荷品中鯨骨ハ腐敗シテ其地墨状ナリ  
一日露戰事ノ見下トシテ果知セズ出航ス  
元山ノ人ニ問合セタルニセリセルレクハ戰事ノ起

マイト申越

右ノ外申供スハキコトナシ

運轉手ノ申供

氏名 リルト、ニアケン

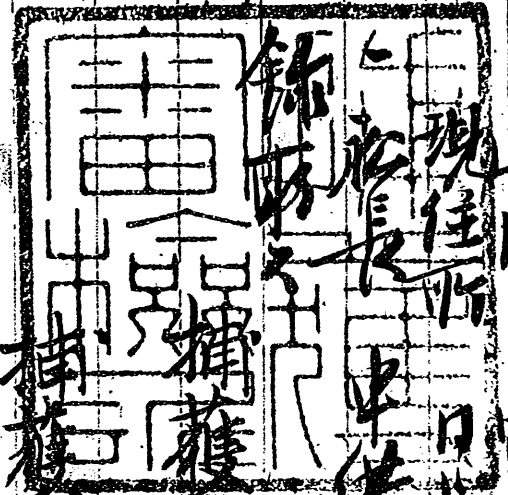
年齢 二十六年

職業 運轉手

生国 リルト市

現住所 中供ノ通相遠ナシ

右



補獲審査所評定官 白三三

補獲審査所書記 高田三郎

「三八ノ」號 英二号

船籍証明書

一船名 三八ノ

一船籍 露國

一所属 太平洋捕鯨及漁業伯時分ヶケイセル  
シゴアツケナルエチロビシケエツウオ

一船ノ性質 捕鯨船

一定繫地 露國浦塩斯德

一船旗 露國商船旗

一建造進水年月 千八百八十三年

一建造所 英國グラスゴ

一馬力 一六〇

一航海 果地中海及其他各海

一登簿噸數 二二四ト三二

一長サ 三四八ト五八

一巾 四一ト一ト

一吃水 二六ト一ト六〇

一本免状ノ常ニ前記ノ船内ニ保管セラルヘシ又其買  
スル場合ニ於テ買人カ露國臣民ナル時ハ同様タルヘシ

一露國臣民同ノ賣買行ハ特又其著キ修繕ノ場合  
ハ船主ハ露國旗ノ免状下付ノ際ニ勅令ニ基キ一定ノ

期間内ニ浦塩斯德港務局ニ届出ヘシ

一船舶腐朽シテ使用ニ適セザル時又ハ外國臣民ニ賣渡  
シタル場合ハ本免状ハ税関或ハ定繫地ノ港務長官ニ

返戻スル

一各縣知事各海軍長官并ニ親交ニ諸國ノ各官吏ニ

第九條 所檢審 捕

捕 審 檢 所

前記ノ船舶及船長ニ對シ萬国公法ニ基キ萬事助力ヲ  
其ノ下及前記ノ各所ノ海、入海及河川等ニ於ケル自由航  
海ニ故障ナカレハキコトヲ希フ

一前記ノ事項ハ帝國皇帝陛下ノ各軍務長官及  
行政長官ニモ亦之ヲ命ス

右免狀ハ千九百一年十月浦蘆斯德港務局ニ於  
テ自署捺印シ交付スルモノ也

浦蘆斯德港務長官

海軍少將

自署

浦蘆斯德港務副長

陸軍大佐

自署

右原文ニ依リ翻譯ス

明治三十七年二月廿七日

捕獲審檢所

通訳 村田甲子郎 (村田)



三ハイル舞

乗組員人名簿

第四号

姓 名

職 業

國 籍

一等

一等運轉手

同

ウエ、レウエルド、ウイナウ

二等運轉手

同

エル、キブケン

一等機関士

獨逸

ケ、エレル

二等機関士

露 國

エンバン、ボソフ

三等機関士

同

ケ、リベルト

水 夫

同

ア、スト、ジ、アイス

司

同

ペ、アレナート

火 夫

同

ア、ナグリ

第一号

同

ヤ、クラウドセン

同

同

エム、マゼリシク

同

獨逸

ハイ、リフ、セルベル

生 徒

同

ア、レンゼウイナウ

火 夫

清 國

チ、ン、ブ、レ、レ

同

同

ス、ナ、レ、ケ、エ

同

同

チ、アウ、キ、フ、ア

同

同

チ、ー、ヒ、ー、モ

同

同

リ、ー、ウ、オ

同

同

ウ、ラ、レ、フ、ー、テ、レ

同

同

チ、ア、レ、ス、イ、フ、ン

同

同

チ、ア、レ、ス、イ、イ、ー

同

同

チ、ウ、ー、ウ、エ、ー、モ

同

同

セ、ー、ト、ー、ア、ー、メ、ン

石炭 楸



第一子

木夫

全

全

全

全

全

全

全

全

全

全

全

全

全

全

全

全

全

全

全

全

全

全

全

全

全

全

全

チアレンクハ、タン

ス、タ、キ、チ

テウ、チ、シ、モ

ワ、テ、ア、ア

チア、ア、キ

チア、ア、ビ、エ

シヤ、ツ、キ、ヤ

ス、ツ、イ、チ

キ、ス、ス、ニ

チ、エ、チ、エ

シ、チ、ウ

ア、ホ

コ、ク

キ、シ

ホ、セ

エ、パ、ド、ミ、ト、リ、エ、ア

全人妻

全人息子

ピ、エ、ニ

パ、グ、ラ、ス、ク、ツ、キ

ケ、チ、ウ、グ

チ、ア、ス、イ、レ、コ

ト、ジ、ョ、ヨ

マ、グ、ナ、ユ、ク、ホ

チ、ア、テ、ア、セ

マ、ク、ヘ、チ、エ

露國

露國

清國

韓國

清國

全

全

全

全

全

全

全

全

全

全



全 全

ツイ、リユレ、フイ  
シシ、シシ、チレ  
チキ、イシ、ポー  
リ、ムン、ジエー  
キー、テン、ガー  
マン、ケレ、ケイエ  
チア、ス、サイ、サン  
キ、ユ、ミ、ミ  
ワ、キ、チア  
リユ、ブ、チウ、ア  
ツエ、ユ、リヤ  
リキ、エ、イ  
ケイ、チエ、テ  
キ、ユ、ギ  
ツ、ゾ、リレ  
スイ、ケレ、ユ  
アラ、キユ、シユ  
チエ、エ、ク、ヘ  
ツア、ウ、ヤ、フ  
ツレ、フ、イ、ユ  
スイ、ポー、ウ、スイ  
リキ、キ、ゼ  
ウジ、オ、ラ、エ  
チア、ベ、ゲイ  
ツレ、ユ、タ、イ  
リユ、ヘ、ピー

全 全 全 全 全 全

露 國

ホカグイ

チアレ・リヤレ・ズイン

ツアレ・ツリーイン

ツレ・サレ

ワン・ムイレ・アアン

セ・シユレ・チアレ

エス・プロートニョア

白人妻

長崎南島村三十三右人

口次村四郎

白谷村三郎

新島村三郎

新島村三郎

新島村三郎

廣嶋村安藝郡長尾飯沼村三自宗

馬川大左

廣嶋村三郎

近藤村三郎

永松村三郎

工藤村三郎

松園村三郎

松園村三郎

松園村三郎

右原文ニ依リ抄訳ス

明治七年二月二十日

捕獲審檢所

通訳 村田甲子郎

(村田)

捕獲審檢所

第五

三ノイニル捕獲審檢所調査了、ハタルニ依リ別冊書類及送致申付

明治三十七年十月廿三日

捕獲審檢所担任評定官 高三ノイ

捕獲者檢所檢察官 水上長次郎殿

二年

帝國軍艦官古為朝鮮海に於て拿捕せしむる露國汽船ニハイル舞捕獲事件ニ對スル意見書

本件ニハイル舞捕獲事件ニ付官古艦長海軍中佐枋内曾次郎提出シタル供述書付屬書類並ニ本件担任評定官ノ蒐集シタル一切ノ書類ニ依リ本件ノ事實ヲ檢按スルニ該汽船ニハイル舞其船籍露國ニ屬シ露國太平洋捕鯨及漁業伯爵ケイセルリング會合資會社ノ所有ニテ定繫地ヲ露國浦塩斯德ニ有シ露國商船旗ヲ掲ル捕鯨及製造ノ船舶ナリ

千八百八十三年英國グラスコ製造所於テ進水シ登簿噸數二一四四二一馬力一六〇〇ヲ有ス船員ハ船長以下露國人十七人獨シ國人四人清國人八人韓國人八人及日本人十三人計百三十二人現在ノ有價物ハ鯨油約百五十噸食塩約五百噸鐵棒約百拾噸鯨鬚約拾噸鯨肉及鯨粉約二百ピコル鯨骨約百ピコル空袋約拾萬個鯨細四條北統計價格約五萬三千二百六拾四ナリ

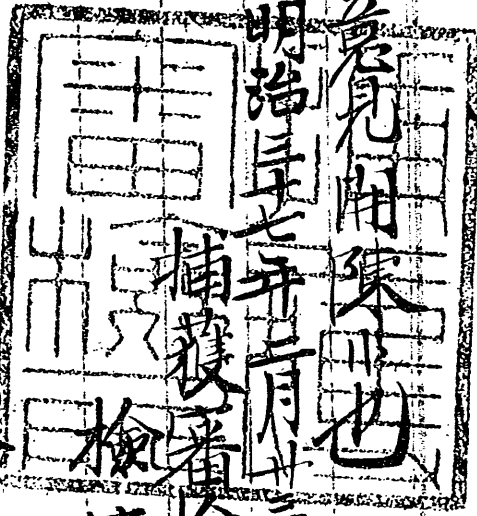
明治三十七年二月十日午後二時朝鮮海北緯三十五度十方東經百二十九度二十分ノ所ニ於テ帝國軍艦官古ニ拿捕セシ同日竹敷ヲ經テ佐世保軍港ニ引渡回航セシラレタリ

以上ノ事實實ニシテ日本帝國捕獲規程及ニ戰時國際法ニ依據セハ該汽船ニハイル舞ハ敵船ニシテ其現在ノ鯨油其他ハ皆敵貨物事明白ナル官古艦長ノ之ヲ捕獲シタル交戰權ノ活動上適法ノ処置ニシテ從テ其船舶及有價物ハ其付屬品ト共ニ悉皆捕獲ト檢定セラルベキト鬼料ス

第八丁

右 倉見用珠也

明治七年三月廿三日



捕獲審檢所 檢察官

山本 彦 印

檢察官

水上 長次郎 印

捕獲審檢所長官松室致殿

14

捕獲所檢

一 汽船  
公告  
シムル号

船籍露西亞國  
船長ウエラモトウイナフ

一 鯨油  
百五十噸

太平洋捕鯨及漁業伯爵會社所有

一 鹽  
五百噸

同上

一 鐵棒  
百拾噸

同上

一 鯨鬚  
壹噸

同上

一 鯨肉及鯨粉  
二百四拾噸

同上

一 鯨骨  
百拾噸

同上

一 空袋  
壹萬袋

同上

一 鯨網  
四條

同上

右、明治三十七年二月十日午後二時北緯三十五度

十分東經百二十九度十分、海上に於て帝國軍艦  
官古ノ為ノ拿捕セラレタルニ付テハ捕獲下檢定セラレ、  
ニ依リ利益ノ害セラルトスル關係人ハ公告ノ翌日より  
三十日以内ニ書面ノ以テ當廳ニ訴願スルコトヲ得

右公告ス

明治三十七年三月一日

捕獲審檢所

公告滿了 三月廿日



捕獲審査所

第二

第六

長官

露國捕鯨船母船「シハイ」捕獲事件  
自該船組員中船長ウイリゲルケ、レウエト  
ウイナウ運轉手リルト、ニアケシ、西名「取油」  
志妻、及「條之」抑留シ、他「乗員」解放、  
支「七」ハ、及「西」也。

昭和二十七年三月

佐世保捕獲審判所長官松屋致

佐世保鎮守府司令長官殿

増島六郎

記帳同賞状  
三八ノ号捕獲件一記帳也

此賞状は件可に出来ぬ也  
伯家六ノケルレリ金屋  
代理 辨護士  
増島六郎

昭和三年七月八日

第二

伊豆半捕獲者賞状  
増島六郎

弘毅堂藏

増島六郎用紙